

保育充実促進費補助金（低年齢児保育／**5：1**）の**終期**について

- ☑ 5:1補助は令和10年度末をもって終了し、以降は4:1補助のみとする。
- ☑ 4:1補助の要件には、公定価格における1歳児配置改善加算の認定が含まれるが、当該認定には**同加算の要件の一つである「ICT化」が多数の施設で支障となっている**。
- ☑ そこで、民間保育ICT事業者の協力を得て、保育施設のICT化を支援するため、次の取組を実施する。

- ① 県、市町村や関係団体等を構成員とする「保育ICT協議会」を設置し、ICT化研修や勉強会を開催
⇒ **業務のICT化に対する理解促進、人材育成**
- ② 同協議会を設置し、ICT化に向けた取組を実施することで、国の保育ICT補助金の補助率を嵩上げ
⇒ **業務のICT化等を行うためのシステム導入に係る市町村への財政支援**
- ③ ぐんま保育士・保育所支援センターと民間事業者が連携し、ICT化に課題がある施設に対して県内他施設の事例等を紹介
⇒ **先行事例等を参考とすることで知識を深め、システム導入の負担を軽減**

保育充実促進費補助金（低年齢児保育／5：1）の終期について

5：1補助

【補助要件】

- ① 1歳児が1人以上入所する
- ② 1歳児5人につき1人以上の保育士を置く
（1歳児配置改善加算が認定されている場合を除く）

【補助基準額】

1歳児1人月額 10,900円

令和11年
3月まで!

■ 1歳児配置改善加算

【加算取得要件】※要約

- ① 1歳児5：1
- ② 処遇改善等加算区分1～3の全ての取得
- ③ 業務においてICTの活用を進めており、登降園管理等複数の機能の機器を導入し、業務に活用
- ④ 職員の平均経験年数10年以上

4：1補助

【補助要件】

- ① 1歳児が1人以上入所する
- ② 1歳児4人につき1人以上の保育士を置く
- ③ 当年度に**1歳児配置改善加算が認定されている**
- ④ 入所児童の非認知能力の育成に取り組んでいる
- ⑤ インクルーシブ保育に係る2以上の取組を実施している

【補助基準額】

利用定員（保育所等の利用定員の総和）ごとに1歳児1人当たり次の月額

・ 1人～ 20人	16,400円
・ 21人～ 30人	13,500円
・ 31人～ 40人	12,100円
・ 41人～ 50人	11,800円
・ 51人～ 60人	11,000円
・ 61人～ 70人	10,500円
・ 71人～ 80人	10,200円
・ 81人～ 90人	9,900円
・ 91人～100人	9,300円
・ 101人～110人	9,200円
・ 111人～120人	9,000円
・ 121人～130人	8,900円
・ 131人～140人	8,800円
・ 141人～160人	8,700円
・ 161人以上	8,600円